



市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367



防災行政無線
テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

案内

会議の開催

●第2回八潮市地域福祉計画推進委員会の傍聴

日8月17日(火) 午後1時30分～
場八潮メセナ会議室
内第3期八潮市地域福祉計画策定について
定5人(申込順)
申8月16日までに、電話で社会福祉課(☎☎316)へ

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴

日8月24日(火) 午後1時15分～2時30分
場保健センター
内食育推進計画・健康づくり行動計画・八潮市いのち支える自殺対策計画の実施状況について

定5人(当日先着順)
問健康増進課☎995-3381

●第1回八潮市男女共同参画審議会の傍聴

日8月27日(金) 午後1時30分～3時
場八潮メセナ研修室A
内令和2年度の男女共同参画の推進状況の報告および「(仮称)八潮市パートナーシップ宣誓制度」の導入について

定3人(申込順)
申8月16日から25日までに、電話で人権・男女共同参画課(☎☎811)へ

●第1回八潮市都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴

日8月27日(金) 午後2時30分～
場八潮メセナ会議室
内都市計画マスタープランの概要、見直しスケジュールについて
定5人(当日先着順)
問都市計画課☎☎270

●第1回八潮市青少年健全育成審議会の傍聴

日9月7日(火) 午前10時～正午(受付＝午前9時30分～10時)
場八潮メセナ会議室
内令和2年度青少年健全育成事業報告などについて
定5人(当日先着順)
問社会教育課☎☎365

文化スポーツセンター、エイトアリーナの臨時休館

日9月5日(日)
問文化スポーツセンター☎996-5126

就学時健康診断

令和4年度新小学校1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。
▼10月11日(月)＝八條小学校▼10月12日(火)＝八條北小学校▼10月13日(水)＝潮止小学校▼10月14日(木)＝大原小学校▼10月15日(金)＝松之木小学校▼10月19日(火)＝柳之宮小学校▼10月20日(水)＝大瀬小学校▼10月22日(金)＝大曽根小学校▼10月25日(月)＝中川小学校▼10月27日(水)＝八幡小学校

※対象となる児童の保護者には、後日、個別に通知します。
※病気など、やむを得ない事情により健康診断を受けることができない場合は、学務課へご連絡ください。

問学務課☎☎381

ペットボトルの収集方法

回収用ネット袋に入りきらず、透明・半透明袋で出している集積所が見受けられます。

回収用ネット袋に入れられる量を増やすため、ペットボトルをつぶして出してください。

回収用ネット袋が追加で必要な場合は、市役所で配布しています。

問環境リサイクル課☎☎234

葬祭助成金の支給

市内に住所を有する方が死亡した時、葬祭を行った方に葬祭助成金を支給します。

支給金額 20,000円

申八潮市葬祭助成金支給申請書(市民課窓口で入手)を長寿介護課(☎☎447)へ

人権それは愛

ヤングケアラーについて

～子どもの人権について今一度考えよう～

問社会教育課☎☎365、人権・男女共同参画課☎☎811

皆さんは、ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをさすとされています。

ヤングケアラーをめぐる、国は、全国の教育現場に対する初の実態調査を行いました。調査結果によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7パーセント、全日制高校2年生が4.1パーセントとなっており、誰にも相談できず孤立しがちな実態や、健康・学業への悪影響も全国的に初めて裏付けられました。

子どもが家族をケアすること自体は否定するものではありません。しかし、悩みを相談できず取り残されたように感じてしまったり、進学や就職で遅れをとってしまったりすることは、見過ごせません。

子どもが、学業や好きなことに打ち込むなど、もっと子どもらしい時間を過ごすために、私たちにできることは何でしょうか。大事なのは、子どもと身近な学校やまわりの気づきとサポートです。子どもとのコミュニケーションや交流する場を設けることで、ヤングケアラーの自覚がない子どもに気付くことができ、さまざまな支援につなげていくことが可能です。

この機会に、子どもの声に耳を傾けてみませんか。

県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

財産や権利を守る～成年後見制度～

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が選んだ支援者が法的に支援する制度です。

問八潮市成年後見センター(社会福祉協議会内)☎995-3636

成年後見制度の種類と内容

名称			利用できる方
法定後見制度	種類	後見	日常生活で判断能力がほとんどない方 (日常の買い物なども1人ではできない場合)
		保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な方 (日常の買物などは1人でできるが、重要な財産管理などはできない場合)
		補助	日常生活で判断能力が不十分な方 (重要な財産管理などを1人ですることが不安な場合)
	手続き		利用者本人が市内に住所を有する場合は、さいたま家庭裁判所越谷支部 (☎910-0123) に申立書を提出
	申立人		利用者本人、配偶者、4親等内の親族など
任意後見制度			現在は判断能力が十分ある方 (将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人が選んだ任意後見人と任意後見契約を結びます)

※市では、地域のつながりを生かした地域密着型成年後見人の役割を担い、市民の権利擁護をサポートする市民後見人の育成を進めています。